

長崎河岸研究覚書

—— 流路変遷と舟運との関連を志向して ——

大 木 彬

一、川の流れの検証試案

—— 緒言にかえて ——

1、二つのサイロ掘り

一昨年の八月下旬から九月月上旬にかけて、ごく近隣地で二つのサイロが掘られた。一つは、天童市寺津、といつても私の宅地の一部を含む旧「砂河原」地内に、もう一つは、東村山郡中山町長崎の三軒屋地内に。いずれも、米作農業の行きつまりから、酪農に活路を見い出そうとする農家の、残暑未だ消えやらぬ下での作業だった。ただ、前者は旧地名の示す如く、河岸段丘の砂地、いくら掘りさげても砂地ばかり。後者は同部落の中でもやや高台に位置し、約四〇糶以下は赤味を帯びた粘土層。果たせる哉、後者の地中から一〇数片の縄文後期の土器と、平がま跡が発見された。⁽¹⁾

注 (1) 昭和四五年九月一四日付山形新聞夕刊及び「町報なかやま」昭和四五年九月一五日号に詳報されている。

2、二つの地をめぐる伝承

三軒屋地内での発掘作業は二度にわたって行われたが、土器発見を聞きつけた農夫たちは、現場に立ち寄っては幼な時の聞き伝えをしゃべり始めた。「この辺は、もと須川が流れたそうだ。」「最上川が流れていたとのことだよ。」と。事実、現在同部落の西側から北側にかけて、大きく河岸段丘の跡があり、三〇〇米ばかり離れた南西の文新田部落方面から小川が流れており、時折、洪水のために同流域の水田が冠水のうき目にあっている。また、東側落合部落との境に、やはり文新田方面から、ごく小規模の用水が流れ込み、その落ち口に、種々の伝説に満ちた「仏沼」が現在している⁽¹⁾。それは、同部落の北側に沿う一段低い地帯の集合地点でもある。

こうして、今のところ長崎地区では始めて縄文土器がこの地から発見されたり、一〇年程前、同部落北西部の物見台地区から立派な土師器土器が発掘されたりした⁽²⁾もの、現在の部落は落合部落の延長とみられる⁽³⁾。さらには、落合部落にも「赤坂」の地名があり、今もって寺津の地籍があることなどは、応永年間、寺津の日枝神社が建立される以前は、落合の熊野神社が寺津の産土神であったという古記録⁽⁴⁾などあわせて、長崎落合すらも川の流れの変化による発生地だろうと思われるのである。一四世紀半ば頃では、中の目・落合・藤内新田は不戸だったという古記録や、「ずっと昔、最上川は長崎本町の西と南を通り、文新田・三軒屋・落合から、寺津の砂河原を流れて、藤内新田の「古河」に廻った時代があった」という伝承も、古い村絵図や地形図・地名などから、全く根拠のないものではないといえるのである⁽⁵⁾。

寛政二年のものかといわれる、山形大学附属図書館蔵『土屋儀兵衛文書』に、「往昔へ左沢川、寺津ニ而落合候故、

寺津ハ最上川之内也、後本楯江押切候大川故……寺津向ニ長崎之枝郷ニ落合村と言有之」とある。⁽⁶⁾また、文新田の服部文右衛門家文書の中、慶応三年の願書に「……先文右衛門代文政七申年之大洪水ニ而須川馬見ヶ崎兩川より水溢れ人命ニ者無怪我侯得共家財諸道具悉ク流失仕……」とあって他の資料と符合するのであるが、落合にしる、長崎にしる、さらには寺津にしる、上流からの流れを集める傾斜地に位置する川沿いの集落が、たえず河身を大きく変え、舟運拠点をも移動させたであろうことは、容易に想像されるところである。

注 (1)

国井葎村編『中山の民話』所収「仏沼と龍神」に、最上川の流れがだんだん北の方に移動して、この場所に水が溜まり溜りとなった最も清浄の地を部落民は仏沼と呼び水葬の場としたといひ、落合渡船場の川ふち大杉などを名残りだと説く。

(2) 『山形県史考古資料編』所収、図録九七五～九七七、解説一五〇～一五一頁

(3) 拙稿『最上川舟運関係資料(中山町)その一』、地名の由来と思われる同部落の最古の三軒を尋ねても、もともとは落合にあるようだし、宝暦一〇年の長崎村明細帳(長崎岸角兵衛文書)にも「一、枝郷式ヶ所文右衛門新田・落合」とあって、三軒屋はでてこない。また、天明八年の長崎楯付近古図(『中山町史資料編一』口絵)にも枝郷落合はあるが三軒屋はない。それが天保一四年の村絵図(中山町役場所蔵)には、端郷三軒やとして三八軒が明記されている。

(4) 大木穠山翁古記録、『水郷寺津史』二六頁、四三三頁

(5) 同右古記録及び享保年間以降幕末にわたる一五点はばかりの寺津を中心とした最上川川欠絵図面(大木所蔵)

(6) 山形市史編集資料第一三号』二七頁

(7) 児玉清一編『文新田資料服部文右衛門家文書』、『水郷寺津史』一八一頁など。

二、長崎河岸変遷の論証

1、高瀬山をめぐりにめぐって

長崎と左沢間は、平均八〇〇分の一の傾斜で長崎下流より急となるといふ。昔は、この間に位置する高瀬山付近で大滝となつて村山盆地に落ち込んだことから、この高瀬山の下川向いに「大滝原」の地名が生まれたのだと説かれる。事実、今もって、左沢線羽前長崎・南寒河江間の鉄橋下の川原に立つて川上を眺望するに、小塩部落北側から大きな落差をもつて急カーブする最上の流れをみる事ができる。確かにこの地域は、地形的・地質的条件のために、年々再々洪水に見舞われ、本流の川筋を我物顔に移動させてきた⁽¹⁾。従つて、河港としての役割は、すでに中山氏築館当時より果たしておつただらうが、その不安定さは、その後の河岸制度の整備につれて、船町・寺津・本楯等とその比重を譲らざるを得なかつたものと思われる。

元禄六年から七年にかけて、米沢上杉藩では西村久左衛門らによつて、左沢・黒滝の難所を開き、荒砥から長崎までの舟路を完成したことは画期的なものだが、元禄六年（一六九三）当時、高瀬山の御林は長崎舟場より舟送されていた⁽²⁾。その数二千一二五本というから、かなりの規模を有した舟場とみてよからう。

注

- (1) 中山町長崎の円同寺文書に「……元禄之度より追々最上川欠込候間……享保十二未年現在地に移転……宝曆七丑年大洪水にて旧寺跡一町八反歩の中七割まで川欠にあつて流失……」とあり、また、同町土橋佐東彦右衛門家文書に、安政六年の大洪水以来、大滝原から上河原地区の川欠が年々ひどく領主側への見分、堤防工事の願書を提出しているが、明治の初年になつてそれが認められ一〇〇間にわたる大がかりな堤防工事が長崎・小塩・岡・土橋四か村合同で行われた詳細な内容が控えられている。他に、沖津常太郎著稿本『寒河江町史（部落編下）』や、長崎・寺津の古絵図からも最上川流路変動

がわかるし、長崎の上河原・中河原・川端・下川などの地名もその由来を物語っている。

- (2) 長崎中山氏の祖・継信が、伏熊・用・深沢・中郷などの高地から、舟運の便利な川沿いの肥沃な地を選んで至徳元年長崎に館を開き、孫の宗朝代文安二年に城池が完成したといわれるが、この頃に新地開発も大いに進み、城下町の整備と共に舟着場の利用は地方商人ばかりでなく、外来の大商人も入り交って、にわかに活気を呈した。東海林莊九郎著『中山鏡』

参照

- (3) 寒河江史編纂書第一二輯『村書上げと廻米資料』所収、寒河江領御林反別本数帳

2、酒田の豪商尾関又兵衛を相手どる

享保四年（一七一九）七月、長崎村の訴訟人理右衛門は、庄屋長右衛門と連名で、尾関又兵衛を糾弾して漆山御役所へ願ひ出た。事の次第は次のとおりである。

漆山御領の江戸御廻米運賃金の中、五〇〇両を為替で売払ったのに、又兵衛が何やかやと三六〇両を滞らせており、大変迷惑している。どうも返す様子もないので、右金子を早速埒明させるよう酒田御役所に連絡してほしいという、願書のあらましである。⁽¹⁾この理右衛門なる人物が、元禄年間大庄屋を勤めたという小野利右衛門なるかは不明だが、いずれにせよ、当時これだけの衝に当たたる経済力を彼がもっていたということ、そして「米六百俵余、大豆六十俵余」等々の取引商人たらしめ得る舟場的機能も、その裏付けにあったのではないかと考えられるわけである。

注

- (1) 『酒田市史料編第一集』三十六人御用帳上所収、享保四年乍恐以口上書付奉願候御事

- (2) 長崎本陣は、古く小野利右衛門大庄屋の時、自己の屋敷（現役場敷地）をこれにあて、自分はその西隣元町地内に移ったとか、現在の円同寺寺屋敷は小野利右衛門の寄進によるなどといわれている。天保一四年の村絵図でも現役場敷地西隣りにその名がみえる。

(8) 注(1)記録

3、煙草船、落合河岸より下る

大石田町角吉右衛門文書から、船町河岸が延文元年（一三五六）に始まったのだということについて、当時の水路整備上疑問視されている向きが多い。⁽¹⁾ それにしても、寛文一〇年（一六七〇）以前に船町の上流、山辺、吉原にも船で貨物を送った⁽²⁾ というから、河岸制度云々は別としても、相当古くから船での貨物輸送が行われていたのは事実だろう。まして、下流の最上川沿いにある長崎地区の場合は尚更である。

山辺町大蔵の稲村七郎左衛門家文書によれば、享保五年（一七二〇）に大阪の大和屋作右衛門等に蠟を送ったときの記録で、大蔵から山野辺までは長崎の善屋が運び、山野辺から長崎までは舟頭太郎兵衛が運送し、長崎から七郎兵衛が上乗りとなって太郎兵衛の舟で酒田まで運んでいるし、船町の阿部三右衛門日記には、翌六年四月二三日に、八郎兵衛四艘・三右衛門二艘・弥平治一艘の各持船に煙草を積み、始めて須川下流の落合から川下しを行ったとある。⁽⁴⁾ 水量の關係で、船町まで遡るにも寺津で瀬取船に積替える必要が多かったであろうから、船町経由の落合河岸まで駄送したことも十分考えられることだろう。事実、上山藩の廻米も一時、落合から積下したという資料が残っているようである。⁽⁶⁾

注 (1) 『水郷寺津史』二五五頁

(2) 同右二五五～二五六頁

(3) 『山辺町郷土概史』三七八頁

(4) 『水郷寺津史』二五六頁

(5) 拙稿『最上川舟運関係資料（中山町）その一所収二

(6) 須崎寛二『上山藩の廻米運送』という資料中、元文三年の廻米運送として、「一、上郷村々々山形領志録河原迄持出候……一、志かま河原カ小船五艘にて舟町へ送り……一、中郷米ハ落合カ積候、極運賃六俵半ツ、下郷白田カハ新田溝延河岸、積運賃中郷同事」とある。

4、米沢領米、長崎河岸より酒田へ

『酒田市史』上巻によれば、寛延元年（一七四八）閏一〇月、村山郡長崎河岸より米沢領の米を積み、酒田に向つて積下したとある。しかし、この時は、二五日に発つて蔵増一泊、大久保二泊、川前・本合海各一泊、清川村川下一泊して、一一月一日になつてもまだ酒田に到着しないという運送ぶりで非効率極まりないものだった。⁽¹⁾

注 (1) 明治大学刑事博物館、長崎村柏倉家文書目録に出てくる小鵜飼船諸掛控の船頭孫次郎は代々舟乗りをやつたようで、その

孫にあたる孫次郎氏の話では、「酒田行きカの舟は、ござの帆三〇〜三五枚の四枚ばり、下りは三三駄〜三五駄（一駄は五〇貫）千七〇〇貫積荷し、急げば一昼夜酒田へ、酒田からの上りは、三日三晩六人乗り三人交代で長崎へ着いた」という。

5、天明・寛政・文化年間の舟方に嘉兵衛・七蔵ら活躍

最上川の舟運が、寛文一二年の西廻り航路の開発によって急激に増大したことはいうまでもないが、商品流通の拡大につれて、水運統制も強化され、特権的支配、制度の再編成も加えられていく。河岸なり舟場としての規定つけもそうだろうし、通船・運賃定法の変化にも、それを読みとることができる。

私領では、各大名が手船の造立に力を入れ、運送から得る利益の独占をはかろうとすれば、御城米運送等の特権を握

っている大商人は、これに反撃を加え、さらには、流域各地の新興商人が割込んで競争を激化させる。その様相は、近世中期から後期にかけて一層深まる。

大石田の土屋儀兵衛文書によれば、承応三年より寛文一二年までは正木半左衛門が域米川下げを請負い、寛文一二年から川村端賢が請負ったというが、元禄六年（一六九三）には、公料陣屋の始まりの際、長崎も百姓の願いでその出張所が設置された。⁽¹⁾宝永七年（一七二〇）には、大石田が御城米運賃一〇〇俵につき一俵増で請負ったが、当時の運賃定めとして、長崎から酒田までの城米下し一〇〇俵につき六俵半を基準としていた。享保五年から七年まで更に一俵増しをした大石田の横暴独占ぶりはその極に達し、上郷各村々の商人共の反撃を招くに至った。

即ち、享保八年（一七三三）の幕府の命令は、大石田船の独占的請負を廃止させ、上郷商人による川船請負差配制をもたらしめた。これは、上郷にとって一大転機となったものだが、その後も差配役等をめぐっての争いが絶えなかった。

享保一六年六月の覚書⁽²⁾によると、酒田から最上への諸荷物登せ運賃高値で、最上郡中百姓商人達が困窮しており、前年より度々舟差配人舟持共に願い出ても聞き入れてくれないから、新庄・清水・大石田・尾花沢・楯岡・天童・山形・左沢・白岩・谷地等三二名の代表が目的達成のため大石田の次左衛門、長崎の源右衛門の二人を郡中百姓商人惣代に選んだ。また、「延享四卯七月船方為御吟味江戸表より神山三郎左衛門様御下向、長崎御船ニ而御下り」になり、「神山様御吟味之上通船之儀、長崎清水迄有船順番無甲乙運送取斗候様」仰せ付けられるに至った⁽³⁾としても、天明七年（一七八七）九月には、長崎村舟持嘉兵衛・理三郎・伝七等が連署で舟役永六〇両を先納し、船差配人請負入札を停止してもらいたいと請願しているし、寛政二年（一七九〇）には、大石田の船持安太郎・船頭重助を惣代とする最上川通船四六艘・船持船頭七五人が、通船相掠運賃押領を非として横山村勘次郎・寺津村吉左衛門・寒河江楯西村善藏・大石田村又左衛門の四船世話役を相手どり幕府に訴えている。⁽⁴⁾この四人が川船差配方并酒田湊船持と慣れ合い、従来の酒田船で

積下げず最上船で積下げてきた商人荷物」という協定を破っているのは、甚だ迷惑千万であるから、従来どおり御廻米・商人荷物共私共の手で川下げさせてほしいというのである。この中に、池田仙九郎代官領長崎村船持嘉兵衛・与八・利三郎・船頭八郎兵衛・平次・忠太、同代官領小塩村船持庄六・船頭与惣次が名を連ねている。⁽⁶⁾

だから、享保八年の船役差配制度の設置といっても、単に大石田独占に対する制限策というだけでなく、差配役・世話役等の上郷大商人間の抗争や、彼等の権益集中化が必ずしも百姓商人の利益代表を果たしていない様相もうかがわれるわけである。

寛政三年の「御尋ニ付乍恐以書付奉申上候」という村山郡船持方一統の中に、柴橋料長崎村の嘉兵衛及び善六が名を連らね、⁽⁷⁾同五年の「最上船方差出明細帳」にも長崎村嘉兵衛の名が見られる。⁽⁸⁾なお同年の山口村文書「酒田湊御用留」の中に、出羽国去巳御年貢当午春江戸御廻米之事とあるが、それによると、午七月一七日撰州嘉納屋次郎右衛門船に一人乗りで酒田湊を出帆しており、その中に長崎村の百姓藤助が上乘船頭として同行しているようである。

下って、文化元年（一八〇四）の「舟方勘定取調書」には、長崎村七蔵が連判しており、⁽⁹⁾文政年間から天保年間にかけて長崎村の柏倉文蔵が、幸生銅山の御用達を仰せ付けられ、多量の銅を長崎河岸から廻送している。⁽¹⁰⁾

江戸中期から後期にかけての舟運市場は、行政支配替の一層の複雑化と相まって、益々混沌の様相を展開するようであるが、このように当長崎地区の商人共も表面に出て活躍しだす者が多くなっているのを知るのである。

注 (1) 『山形市史編集資料第一三号』一六頁

(2) 『酒田市史料篇四』七六八～七六九頁、覚書

(3) 同右、一九～二〇頁

(4) 『東村山郡史卷之三』二六一～二六五頁

- (5) 『酒田市史料篇四』所収、二藤部家文書、寛政貳年十二月ヨリ諸用留
- (6) 事実それによれば、「前々々御廻米之外、商人諸荷物之分者酒田船ニ者積下不申、私共川通上郷船ニ積請、川船差配料として船壹艘ニ付錢四百文、其外商人荷物等積請候節者仕来ニ而運賃拾分壹差出候船持茂有之、享保年中迄者川通上郷船式百四五拾艘も御座候……」とあるのだから、彼等にしては当然な訴えといえよう。
- (7) 『山形市史編集資料第一三号』四八～五二頁
- (8) 同右、五七～六三頁
- (9) 『酒田市史史料篇四』五五五～五五七頁
- (10) 『山形市史編集資料第一三号』六六～六八頁
- (11) 長崎も寒河江ほど大きな町場でないにしても、最上川と須川の合流地点に位置する水運の至便な地に位置しているためあって、近世中期以降には紅花集荷地として発展してきた。柏倉文蔵家は紅花生産の急速な上昇と共に、各地に有力な荷主の成長と発展がもたらされたといわれる江戸中期、明和三年に岡村より長崎村に分家し、たちまち買次問屋としての成長を遂げた家である。文政一〇年に銅山御用達商人となって名主に準ずる位置を与えられ、特権百姓としての道を強めていった。文政一三年の紅花出荷量は七七九袋（一袋五〇〇目詰、一駄三〇貫目の計算）で、大石田↓酒田↓敦賀↓塩津↓大津↓京都のルートで発送されている。大石田では、いずれも二藤部兵右衛門を経由しているようである。

6、舟場と運賃

確かに、最上川が河口から上流に至るまで十分に利用されるようになったのは元禄中期以後と見てよいであろう。寒河江地方でも初期の廻米は旧柴橋村落衣の牛前舟場から小舟に積み出され、長崎・本楯・新田等の舟着場で艀舟に移され酒田へ廻漕されていたが、『酒田市史』上巻によれば、享保八年以後城米積場は、西村山郡関係で日田・柴橋・谷地、東・北村山郡で荷口・車ヶ淵・船町・灰塚・寺津・上長崎・高崎・貝塩・境野目・大石田・深堀・芦沢・名木沢・毒沢などがあり、その中、船町・寺津・大石田が純粹な河岸として船着場・荷積広場・倉庫・船道具・代官詰所・人馬

休憩所・茶屋・宿屋などがあつた。

特に指定された城米積出河岸は、始め上郷八カ所であつたのが、後の船町阿部三右衛門家所蔵絵図では一五カ所と記載され、更にその後は、村々において勝手宜敷き河岸から積立てするようになって、天保頃にはずっとその数を増しているようである。長崎という舟場を考へる場合であつても、やはり江戸時代の河岸制度という行政支配を機にして河港機能が大きく変化したことはない。

津出場や廻米運賃の角度から資料を尋ねてみよう。寛文一二年（一六七二）代官松平清兵衛が吟味して岸場ごとりきめたものによれば、落合・本楯・寺津・灰塚各舟場から酒田までは六分、長崎・山野辺各舟場から酒田までは六分五厘となつていたが、その後請負人がでて五厘引下げ、長崎岸は六分となつた。延享二年の長崎村明細帳にも、一〇〇俵に付六俵の運賃とある。ところが延享四年（一七四七）の神山三郎左衛門の舟方吟味で、最上舟に限り五厘増として舟方差配人方で取扱い、酒田舟は今までどおりとした。⁽⁴⁾ 寛政二年（一七九〇）かともくされる大石田町「土屋儀兵衛文書」によると、御城米運賃一〇〇俵につき、長崎は車ケ淵と共に六俵で、船町・寺津の五俵半より半俵高いし、御廻米運賃でも、前者の五俵二分が後者の四俵八分に対して四分高い。靱酒田船運賃でも四俵八分の四俵四分に対し四分高くなつている。⁽⁵⁾ 嘉永元年改書の寺津村名主大木勘十郎の御用留でも、御料所御廻米の運賃として、最上船の場合長崎河岸は一〇〇石につき六分五厘と車ケ淵と同じなのに、船町河岸六分、寺津五分五厘より高値になっている。最上船・酒田船運賃米合せて考へても、船町・寺津・本楯が五分七厘五毛に対して、車ケ淵・長崎が六分二厘五毛と記されている。なお、寺津河岸よりの川下賃を年貢皆済目録状でみれば、延享五年五分五厘、寛延三年宝曆三年最上船六分酒田船五分五厘、宝曆五〜一〇年五分五厘、宝曆一一年最上船五厘増、明和三〜天明六年最上船運賃増共五分七厘五毛とあり、享和二年から、以前の江戸・大阪廻米が酒田下米となつてゐる。⁽⁷⁾

とするならば、運賃の高低は必ずしも運送の距離の差ばかりではない。

天明八年（一七八八）の金沢村明細帳では、年貢米津出しは長崎河岸からやっているかと思うと、文化一二年（二八一五）の江戸御廻米河岸訳⁽⁹⁾では、岡・長崎・達磨寺・小塩・柳沢・金沢・土橋（以上五分）・高屋・七軒十か村・北山（以上四分六厘）が長崎河岸として報告されている。また、文化年間頃の柳沢村では船町河岸からの津出しが行われた様子⁽¹⁰⁾を物語る覚書や、本榎河岸から出した文化一五年の文書なども発見されている。さらには、百姓勝手仕業のため別に願い出て津出し場を変更したという記録も明らかにされている。⁽¹¹⁾

そうこう見てくるにつけ、河岸的機能の比重の変化も含めて、運送の特権争いが、行政支配関係と特権商人との力関係、または相互利用の形で複雑に推移したものと予想されるわけである。最上船と酒田船のちがいが、御料米と私領米、さらに商人荷物のちがいが細々と規定され、しかも個々に変化していることからいっても、そういえないだろうか。

注

- (1) 『山辺町郷土概史』二七八頁
- (2) 『山形市史編集資料二二号』一一一～一二二頁
- (3) 国井葭村稿『岸角兵衛文書（資料）』一七頁
一、御廻米津出之儀郷御蔵ヨリ河岸場迄五丁歩程御座候
酒田湊迄川路六十一里程御運賃之儀者百俵ニ付下湊迄六俵御上申候御定にて被下置候湊にて蔵敷無御座候瀬行之儀者海船出船之節賃錢御払被遊候得共百姓ヨリハ出銭不仕候……」
- (4) 注(2)と同じ
- (5) 『山形市史編集資料一三号』二六～二七頁
- (6) 拙稿『名主大木勘十郎御用留書嘉永元戊申年改書』中の「御料所御廻米河岸運賃米村々仕訳」と「御廻米賃米之法」。これと同様の史料が村山郡荒谷村名主村形家文書にもあり、山形市史編集資料二二号に採録されているが、数値の差異が少

々みられる。

- (7) 拙稿『水郷寺津史補遺その二』「村岡勘五郎家文書」折込付表
拙稿資料『中山町柳沢西塔長右衛門家文書』中に「一、御年貢米津出之義長崎川岸迄陸地廿四町余仕、同湊々西海廻り七百五拾三里、東廻り四百拾七里、但シ御廻米酒田湊迄川下之節、御米百石ニ付去ル卯年(延享四年……大木注) 神山三郎左衛門様御下向被遊御吟味ニ付、上船船ニ者五厘相増六分五厘、酒田船ニ者前々之通り六分ニ御座候
一、御廻米三斗七升入志儀ニ付式升ツ、欠米百姓方も出シ、江戸江相廻シ申候、右欠米川舟賃海上運賃共ニ百姓も相渡申候……」とある。

(9) 『寒河江市史編纂叢著第一二輯』、「村書上げと廻米資料」所収、文化二二年三月「当亥春江戸御廻米河岸訳帳」

(10) 注(8)文書に、舟町御蔵元から柳沢村御役人中宛の津出し覚書が数枚あり、また、「六番御廻米川下送状之事」として、酒田四艘屋内で千俵を、池田仙九郎支配所羽州村山郡村々年貢を江戸御廻米本楯河岸において積立出帆した旨、文化一五年三月廿一日付で、川通出役手代大矢周助が酒田湊出役池田仙九郎手代真壁七重郎へ提出している。

(11) 『山形市史編纂資料第八号』「秋元家文書村方差出明細帳(一)」の中の平塩村及び『同第九号』「(二)」の中の中郷村の分に、「……尤先年長崎河岸ニ而御船積仕候処、山本平八郎様御代官之節(延享元々寛延元……大木注)・悉百姓勝手ニ罷成候義ニ御座候間、奉願上、当村ニ而(平塩村ニ而)(牛前河岸……大木注)御船積仕候……」とある。

7、天保年間の塩荷争い

中山町長崎の北小路、柏倉清次郎氏宅に、天保八・九兩年の塩荷関係文書が九通残っている。⁽¹⁾争いの関係者は、長崎の塩荷問屋和泉屋小関三郎兵衛・第九内、山形十日町大坂屋青山治右衛門・召使伊兵衛、落合村兵左衛門、谷地新町村榎平太郎等⁽²⁾で相互に原告となり被告となつて幕府寺社奉行や評定所に訴えているのである。

三郎兵衛扱いの質塩荷調書によれば、天保七申年(一八三六)に、二千三〇〇駄(うち千三〇〇駄は寺津村吉左衛門及び金兵衛の蔵預り)、翌八酉年には造塩千九〇〇駄(うち一〇駄平太郎渡し)、残造塩千四九〇駄(うち千二〇〇駄は

同様寺津村吉左衛門・金兵衛藏預り」という大量取引が行なわれている。

争いの一端として、そのゆきさつを天保九年八月添田一郎次代官所長崎村三郎兵衛が煩のため第九内が代わって評定所へ出した「乍恐返答書を以奉申上候」から述べてみると次のようである。

それは、秋元但馬守領分山形十日町治右衛門（寺津に出先宿もっていた）が煩のため召使伊兵衛が代わって、三郎兵衛外二人を相手どり、その五月中青山因幡守へ出訴、八月二五日御差日尊判を頂戴したことによる返答書である。去酉（天保八年）秋、酒田湊造塩一俵につき八斗八升入を九月、一〇月の二度にわたって八千四〇〇俵を三千三二〇両で、一月四〇〇俵を利分含め四〇〇両でと、計八千八〇〇俵を三千七二〇両で治右衛門が三郎兵衛へ質入れた。ところが請渡すべく指定した寺津・船町両河岸に三郎兵衛が出てこないで、期月内に勝手に売り捌いてしまったという治右衛門側の言い分。これに対して、全く根拠のない作りごとと三郎兵衛側は反発している。谷地の商人平太郎が保証人となつて、たつての頼みというものだから、他から借用してまで用立てしてやったのに、平太郎と親類の間柄をよいことにして、さまざまとりつくるって逆訴するとはもつての外、よくよく吟味して頂いて、早速塩代金元利取揃え返金させて下さるようお願いしたいと三郎兵衛はいうのである。

いづれにせよ、この時期は、寛政文化・文政の紅花取引最盛期も過ぎ、違作続きも相まって、酒造・高利貸を通じての地主化が進んでいった。大型塩取引もこれらを背景に行われ、長崎を一拠点とする大商人間の抗争の姿を読みとれるようである。

注 (1) 拙稿『最上川舟運関係資料（中山町）その二、所収、柏倉清次郎家は文蔵家の分家である。

(2) 小関三郎兵衛家は、柏倉文蔵家が岡村九左衛門家から分家した明和年間頃すでに大商人だったようで、名主青柳市蔵家などと共に姻族関係を結んでいると共に、紅花商人として活躍、倉として酒造業も営んでいる。なお三郎兵衛と共に治右衛

門・兵左衛門とも当時の紅花出荷商人として名をあげていた。『山形市史中巻近世編』六五八・六八四頁・九三表など参照

8、幕末から明治にかけて

長崎の向長崎・下川・川端などの部落に、舟乗りの経験をもつ七・八〇歳余の古老が数人いる。親の代から舟乗りをしたというので、艀船や小鷓飼舟・瀬取船の様子や、当時の舟乗りの生活をいきいきと語ってくれる。

その一人、向長崎の高橋新三郎氏の語るところによれば、この人も父と共に酒田荷下しを月に三回位ずつやったという。小鷓飼船の長さは一二間、幅六尺五寸のものが多く、なかには一〇間に六尺三寸のものもあったという。そして寺津なり長崎から左沢へ八間近くの出羽屋・傘・石山甚平などの瀬取船で塩・ます・砂糖などを積登せたものだという。下川の伝五郎・川端の文五郎・仙八などは舟乗りとして活躍したが、舟には竿五本へら二枚（一番かい九尺、二番かい八尺もの）、かじとりは二間位のものを使用（かじとりの舟唄にあわせてのんびり下ったが、難所などでは唄どころでない）、あかがい一つ、守り札（ふたの上に飯を一つ、飯べらを二つにわって供える）、火鉢、ほりごたつの小さいもの、炊事道具、まくり三枚（三人で寝て交代）を備えていた。町内の白田大工からいつも金毘羅樽を作ってもらい、出帆前に流しては途中の航行安全を祈願した。岡藤醬油屋は一年分の一合樽一二個を流すのが通例であったとのことである。なお奥羽本線開設時のレールも米沢から舟下しでやったことや、庄内の用水堰作りのための煉瓦を大石田から清川まで手間三五銭程で川下ししたことなど、八〇歳をこす新三郎さんの話しはつきることがなく、目の輝きはまさに若者の姿であった。

明治八年には長崎に全国でも珍しい廻漕会社を作られたといわれる。明治一七年の長崎村営業調べにも、廻漕会社(9)小

関良兵衛と鈴木吉之助の名が出てゐる。小関良兵衛は、前節で述べた三郎兵衛の一族で、明治初年ずっと戸長や里正を勤めた家であり、鈴木吉之助は次節で述べる吉造翁の子で、落合河岸の中心的荷問屋であつた。

注 (1)

艀船は酒田船ともいわれ、長さ二〇米以上、船頭は三人〜五人、大船なので寺津や長崎まで上り、それ以上の上流には小船に積替えて上るのが普通とされた。今から七〇年前まで、米・紅花・青苧など積んで最上川を酒田まで下つた。小鵜飼船については、江戸時代の中頃、米沢藩によつて福島県の阿武隈川流域から導入されたというように、天保二年の米沢藩部豊山が書いた「餐霞館遺事」に基づいて説かれるが、宝暦七年一月尾張國中嶋郡起村に残る御船方役所よりの覚書によれば、「……一、小鵜飼船之儀荷物積海上上下下いたし候儀ハ往古々不罷成定ニ候之處……」(立教大学日本史研究室編『近世古文書演習』四四〜四五頁)とあつて、本来はやはり鵜飼船に由来するものと思われる。長さ八間半の船板がそつくり下川部落から発見されている。荷物は上り二五駄、下り二八駄を積んで船足が速く、酒田まで長崎から一日半ぐらゐで行つたとのことである。天明八年の村明細書上に「小鵜飼乗り八人御座候」とか、慶応年間のそれには「小鵜飼乗渡世五軒として氏名が明記されている。瀬取船の船底板も下川部落から出品されたが、長さ七間、幅五尺のもの、二〇駄の荷物を積み二人で運んだといわれる。なお川船造船寸法に関しては『酒田市史料篇四』の八四二〜八四三頁にくわしい。

(2) 拙稿『最上川舟運関係資料(中山町)その二、所収

(3) 児玉清一編『文新田資料服部文右工門家文書より』所収

9、明治初期の落合河岸

一昨年の五月中山町落合地区で、かつて最上川舟運に活躍した鈴木吉造翁の顕彰碑が立派に復元され、その記念式典が催された。⁽¹⁾ 落合が最上川と須川の合流点にあり、舟着場として多くの舟が往来し、荷揚げした商品はここから駄送された。ここで中心的役割を果たした翁の徳をたたえ、翁の舟で取引していた山形の荷主たちや車中が中心となつて明治一五年に建立した。⁽²⁾ この吉造翁の子が吉之助、孫が吉太郎である。吉太郎の代に、彼が不慮の事故死にあつて荷問屋は

破滅してしまつた。

なお、この落合河岸には、吉造翁の前後頃、三太郎・庄五郎・仁藏・源七などの舟持ちがおり、酒田との取引にあつておつた。現在でもいくつかの遺品が発見されている。⁽³⁾

『酒田市史史料篇三』所収の鑑谷家文書には、上り荷・下り荷の収支状況が記録されているが、通船検査の下り荷数は、長崎で二万七千駄あり、他を圧倒的に引きはなしている。また、酒田より落合への登り荷が三万五千駄、手数料千七百〇円で、本合海や大石田より落合への上り荷を含めると、三万六千駄、手数料千七百八円五〇銭となり、全体二千八六八円七〇銭の約半分を占めているのである。

ここ落合地区は、川向いの寺津字舟町と同様、戦前からの河川改修工事のため、大部分の家は移転した。それで、かつての面影は皆無の状態にある。それだけに、わずかばかりの遺品も、こうした記録と共に貴重なものとなっている。

注 (1) 拙稿『最上川舟運関係資料(中山町)その一』、所収、鈴木吉造翁顕彰碑、及び昭和四五年五月一日付山形新聞夕刊

(2) 古老の話によれば、ここで最上川から荷揚げしたものを、高櫛衆が一〇〇人ぐらい手間取として、落合、船町間の「牛道」を通じて山形へ荷送した。碑の土台石は、石巻方面から関山越えて一〇〇日ばかりで運んできたもので、決して菅が生えないという。高櫛車中と刻印されており、確かに波跡の多い巨石である。なお碑文の末尾には、梁の王彦章のことは「豹死留皮、人死留名」が刻まれている。

(3) 酒田船積荷台帳の断片や横浜郵船会社船頭役の紙片から、小鵜飼船の帆柱、船板、各種船道具品など、最近ぞくぞくと発見され、町の民俗資料館に寄託されている。

10、舟運関係文化財の数々

中山町の文化財調査委員会では、数年前から、町の特徴をうきばりにするものの一つに最上川舟運関係をあげ、ほと

んど皆無の状態から、その面の文化財の収集につとめてきた。家屋の増改築に伴って、近郷でも珍しいものが多数町民から寄せられ、現在、町の中央公民館に民俗資料館を設け、陳列された予想以上の物品が、ありし日の町のすがたを物語ってくれる。

◎舟運関係展示物の主なもの

・酒田船舶板・小鵜飼船舶板（長さ八間半、幅六尺）・瀬取船舶底板（長さ七間、幅五尺）・酒田船用帆柱・小鵜飼船用帆柱・酒田船で使った箱膳・カンテラ、ランプ、・かいの大小・かや・帆柱用の網・携帯酒樽・日時計・金毘羅樽・舟の窓あけに用いたちきり・いかだのかじ・酒田船積荷台帳断片・送り状のはがきなど。

◎その他

・塩荷倉（長崎農協のところ一、三軒屋一、㊦より青木医院が払下げたものは一昨年取りこわされた）・落合に大きな京雛数こ・八坂神社境内に舟運の安全を祈願して安政二年に奉納した手洗鉢など。

◎やきもの民芸品

昨年、一昨年と町の芸文祭でやきもの民芸品展が催されたが、最上川沿いであって古くから上方方面との交易が行われたせいか、伊万里のものや唐津系の焼きものなどが多数出品された。酒田から出る西国通いの舟が、戻りの舟荷として積込んだもので、やきもののみならず各種の生活用具も少なからず取り入れられたことが想像される。

三、流路の変化と舟運

— 水運史研究の一側面として —

最上川水運史研究が酒田・大石田・山形等を中心として近年着実に進められている。特に『酒田市史』、『山形市史』

などの勢力的な出版事業が、この面の解明に大きな役割を果たしてくれた。

ところで、上郷各河岸（小さな舟着場をも含めて）の個々の解明が深められるなかで、最上川水運史の全貌がよりはっきりしてくるのではなからうか。そういう意味で長崎河岸という一地域をとりあげ、その規模と変遷、流路の変化にともなう舟着場の位置、荷問屋の位置と盛衰、商品取引の種類や数量、販路等もなんとかさぐれないものかと考えてみた。しかし、史料不足や私の力不足で、その緒にもつけないまま制限紙数をはるかにこえてしまった。以下、流路の変化との関連で長崎河岸の概略を述べてまとめたい。⁽⁴⁾

今も長崎から小塩に出、山際を平塩、中郷と歩き左沢の日本一公園に登って眼下に流れる最上川を眺望するに、深く切り刻む蛇行の帯が見事にうきぼりされている。左沢付近で三々四段の段丘を作り、最下位の段丘から更に七々一〇米程河床を深めて旧平塩村となり、ここでは二段となって小塩の東の平地に向うので、その下流の流路の変化は格別はげしかったようである。

大昔、高瀬山の尾根が平塩山崎の裾に続いていた時は、最上川の水は寒河江市の市街地に流れておったとか、その後高瀬山につきあたり流路を南東に向け、豊田地区の東方を流れ、長崎本町の南を廻り、東に折れて落合の処を流れたとかいわれている。⁽²⁾しかしこれは、小地名と地形などからの推察であって、直接舟運史との関連を証明づけるものとはならない。

それにしても蛇行する流路の外側が最も深いわけで、そこが船着場として選ばれ利用されることが多いわけだから、この地における最初の船着場は長町本町の西部荷積町あたりであったかも知れない。（第一期元禄以前）しかし、元禄五年以前は長崎まで大船が上り、小舟だけが左沢に上って水油・紅花・青苧等を船であわせ下したように思われるので、その後の動きを現存の村絵図や古文書・文献資料などからみると次のようである。⁽³⁾

第二期(元禄、享保、宝暦期)

長崎田同寺文書(前述)や、元文二年(一七三七)や延享四年(一七四七)の古絵図からみて、当時最上川は鍋掛松の東岸下を旧田同寺境内に真直につきあたって、急に方向を変えている。宝暦七年(一七五七)の大洪水で、ますます川底を深めて、そこに第二期の舟着場を形成したものである。宝暦一〇年の長崎村明細帳にも「川中大凡六十間位……此川岸に御城米御舟積酒田へ運送仕候御支配所金沢村柳沢村土橋村岡村達磨寺村平塩村中郷村长瀬御支配所小塩村尤須川旱水の節は御私領米御舟積御座候其外商人酒田下しの分運送仕候」とあって、柴橋・長崎の陣屋に属した村々の米と商品を積下したことがわかる。この頃、左沢方面の舟運は微々たるもので「松材木等之儀村方よりは出不申候得共左沢山中より最上川を流し参候故少々売買仕候」とあることから推察できる。河岸場の位置についても「御廻米積出之儀郷御蔵より河岸場迄五丁程御座候」とあるから、やはり新茶屋の南を流れておったことは明らかである。

第三期(明和、天明、天保期)

明和九年(一七七二)、天明八年(一七八八)、寛政二年(一七九〇)、天保一四年(一八四四)というように残存する村絵図をみてみると、次第に本流が北に移動し、天保年間では、かつての西小路・北小路・柳町と流れた本流が、完全に古川筋として分流しているようすがわかる。この間、文政七年の大洪水があり、天保初年の相つぐ大洪水があって大きく流路を変えたであろう。舟着場の中心もそれにつれて、より下流にさがったようである。前章でみてきた嘉兵衛・利三郎・善六・七蔵・市蔵・文蔵・三郎兵衛・喜三郎等が舟持ち又は荷主商人として大きく名をあげてくるのはこの時期であった。⁽⁶⁾これらの商人は主として酒田・大坂方面と交易し、荷揚げしたものは塩・砂糖・いさば類・雜貨等で、その大半は馬士の手によって山形に送られ、又立道を通して山辺の間屋に行き、梁沢(作谷沢)、北作(大寺)方面から遠く米沢方面まで運ばれた。また積下したものは米が主で、他に紅花・青苧等を岡・小塩・柳沢の各村方面・達磨

寺・文新田・山辺方面から、これらの間屋の手によって下したのである。

一方、寺津河岸の隆盛につれて、その延長とみられる落合舟場も活気を呈し、落合の分郷「三軒屋」という枝郷が發生するのもこの期であることは前にみた。

第四期（幕末～明治期）

その後、今までの古川筋は浅くなり、水勢が下川・川端方面に向くにつれて深さを増し、その面に船が着くようになった。③渡辺、渡利、因石沢、四郎兵衛など数軒の荷間屋が大きくなる。そして人の背によって荷物を倉まで運んだとのことである。なお二、三の荷倉も下川方面にたてられたと伝えられている。石沢太惣治家の材木荷間屋はよく知られているが、ごく最近、前記縄野善六家に、寛政年間の絵符（御用池田仙九郎内縄野善六とあり）や、全羽州長崎縄野金銀不用などと印した象牙の印鑑、また明治三〇年頃の極めて多数の材木取引の通帳が発見された。一時完全に衰微したといわれる同家が、明治になって再び山形・船町等近郷近在の商人宛大量の材木を取引きしていたことが明らかになった。

明治二二年の最上川大洪水で、川向いの民家の過半は流失し、長崎下川にこぞって移動したといわれる。従って下川部落は、前からおった舟持ち、船頭と共に、ますます船頭部落の観を呈した。売り子の背によるいさば商いなどはようやく一般化され、親しまれた。

以上みてきたように、長崎は最上川舟運の一要地で川西地方物資集散の一大中心地として繁昌した。西村山全域、東村山郡西半をその商圏としてにぎり、殊の外いさばは酒田と直接取引をおったがために、非常に広い販路をもち、行商人の数も他地区と比べて確かに多かった。明治初年の農外就業者の多いことも舟着場特有の現象であった。

しかし、明治三四年奥羽本線が山形まで開通し、つづいて大石田まで延長されるによって、この舟着場は火の消えた

様子となり、その後、多少筏を流したり、薪炭等を積んだ船も、大正一〇年左沢線開通によって全く姿を消してしまふのである。

注
以下、付図1参照

- (1) 前掲『中山鏡』六七～六九頁
- (2) 『中山町史資料編』一所収、柏倉九左エ門家文書享保六年の御用帳の中、五月廿七日付のところに(三〇一～三〇二頁)一、山形御米舟酒田を拾艘只今着仕候間幸ニ梅が淵御舟積奉願候へハ……………右之通申参候間弥廿九日梅が淵御津出被仰付候間……………(傍点大木)とあり、当時梅ヶ淵舟着場の存在を知ることができ
- (3) 『山形市史編集資料第二三三号』所収、「漆山県令編年記」一〇二一～一〇三頁に詳記されている。
- (4) 文政七年の洪水について「長崎・達磨寺へは須川車の淵切れ押来る。町により軒迄水上り候所もあり、三・四尺ずつ上り候もあり、無難なるは、柳町三郎兵衛・利三郎・源右衛門近所斗りと申事に候。上の舟場新治郎と申茶屋の所へ水落り、屋な(築)の如くに相成……………」(「渡辺吉兵衛年中行事帳」)、天保元年の洪水について「此年壹ヶ月に五月二十日、二十七日、六月十七日三度洪水……………上に而最上川土手破れ岡村・土橋村へ水あがり、長崎村不残水あがり、近年稀なる大洪水……………」(「公平伊右衛門日記」とある。しかし洪水氾濫というだけでなく、史上たびたび多くの資材と人足による瀬替掘割工事が行なわれ、それによる流路の変化があったことは勿論であるし、蛇行帯の移動にともなう川欠、起返りが頻繁で境界問題に絡まる論争がくりかえされたことは、この地区でも例外ではない。
- (6) 付図2、参照

—一九七二・二—

付記 明治大学刑事博物館、長崎村柏倉文蔵家文書にも、当地の舟運関係史料が相当含まれているようなので、それによる解明は後日に残されている仕事の一つである。